

平成 29 年 3 月 24 日
静岡県危機管理部原子力安全対策課

(件名)

浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正

1 概要

静岡県は、浜岡原子力発電所における原子力災害に備えた「浜岡地域原子力災害広域避難計画（以下「県避難計画」）」を、平成 28 年 3 月に策定、公表した。

引き続き、実効性の向上を目指し、国の支援の下、関係市町と連携し、避難先都県、市区町村との協議等を進め、県避難計画の見直しに取り組んでいる。

この程、都県、市区町村との協議を踏まえ、避難先市区町村を記載した県避難計画の修正案を、3 月 15 日に開催した市町原子力防災対策研究会（第 11 回）^{*}で説明、公表し、その後修正を確定し、本日、施行した。

^{*} 平成 23 年度から、原子力防災に関する課題について、県内全市町や関係機関と連携して研究している研究会で、毎回、報道機関公開で開催している。

2 県避難計画の主な修正内容

(1) 避難先市区町村の記載

「3 避難先」において、現行、避難先として、県内市町に加え、協議をしている都県を記載していたが、今回、協議をしている 12 都県の 349 の市区町村を記載する。

① 避難元市（PAZ）の避難先

全面緊急事態となった場合、PAZ の住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZ に係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の県、市町村と協議をしている。

表 避難元市（PAZ）毎の県内の避難先及び協議をしている県・市町村

避難方向	避難元市	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震との複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県（ <u>松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域</u> ） [*]
東方	牧之原市 (PAZ)	山梨県（ <u>甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町</u> ）	長野県（ <u>佐久地域、上小地域</u> ） [*]

^{*}長野県の地域毎の市町村は以下のとおり。なお、協議先の地域等については今後変更される場合がある。

松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

北安曇地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村

北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町

上小地域：上田市、東御市、長和町、青木村

② 避難元市町（UPZ）の避難先

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、UPZの避難元市町毎の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の都県、市区町村と協議をしている。

表 OILに基づき避難等の指示が出された場合の避難元市町（UPZ）毎の県内の避難先及び協議をしている都県・市区町村※

避難方向	避難元市町	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
東方	島田市	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	<u>東京都特別区市町村（島しょ部を除く）</u>
	藤枝市	<u>神奈川県（全 33 市町村）</u>	<u>埼玉県（全 63 市町村）</u>
	焼津市	静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	
	吉田町	静岡県内（静岡市、富士宮市）	<u>群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）</u>
	牧之原市（UPZ）	<u>山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）</u>	<u>群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）</u>
西方	菊川市	静岡県内（浜松市、湖西市） <u>愛知県（豊橋市、田原市）</u>	<u>富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）</u>
	掛川市	<u>愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）</u>	<u>富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）</u>
	袋井市	<u>三重県（全 29 市町）</u>	<u>福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）</u>
	磐田市	<u>岐阜県（全 42 市町村）</u>	<u>石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）</u>
	森町	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

※ 協議をしている都県、市区町村には、都県を通して協議している市区町村を含んでいる。

(2) 避難退域時検査場所の候補箇所の記載

「6 避難退域時検査及び簡易除染」において、現行、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（検査場所）について、位置、箇所数、所在市町を記載していたところを、今回、検査場所の候補箇所の施設名を記載する。

表 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	<u>日本坂P A、日本平P A</u>
	新東名高速道路	<u>藤枝P A、静岡S A、清水P A</u>
	国道1号	<u>うぐいすP A、県工業技術研究所</u>
	国道150号	<u>(調整中)</u>
	川根本町内	<u>町内公共施設</u>
西方	東名高速道路	<u>遠州豊田P A、三方原P A、浜名湖S A、 航空自衛隊浜松基地</u>
	新東名高速道路	<u>遠州森町P A、浜松S A</u>
	国道1号	<u>(調整中)</u>
	国道150号	<u>竜洋海洋公園</u>
	県道	<u>(調整中)</u>
	森町内	<u>町内公共施設</u>

(3) その他の修正点

- ① 「8 要配慮者等の避難等」において、新たに放射線防護対策を実施した、社会福祉施設等3施設を追加する。
- ② 「9 今後の検討課題」において、検査場所の候補施設の協議の進捗、P A Zの安定ヨウ素剤の事前配布の実施を反映し、以下のとおり記載を見直す。
 - ~~避難退域時検査及び簡易除染の検査場所候補施設の確定・拡充及び実施体制の確立~~
 - ~~安定ヨウ素剤のP A Zの事前配布の実施、緊急時のU P Zにおける安定ヨウ素剤の効率的な配布~~
- ③ 浜岡原子力発電所の現況、周辺地域の人口等の時点修正

3 関係11市町の避難計画

県は、県避難計画の修正と並行して、関係11市町の避難計画の策定支援に取り組んでいる。原子力発電所の立地市である御前崎市は、これまでの協議や検討を踏まえ、「御前崎市原子力災害広域避難計画」について、3月15日開催の御前崎市防災会議において、報告した。

4 今後の取組

引き続き、避難先都県・市区町村との協議を進めるとともに、課題についての検討を行い、関係するマニュアルの作成、市町の避難計画の策定支援等を行っていく。

抜粋 災害対策基本法 第五章 第五節 第二款 広域一時滞在

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

（略）

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

第八十六条の九 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

（略）

参考 広域避難計画策定の根拠

防災基本計画（原子力災害対策編）※1、原子力災害対策指針※2及び静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）※3に基づき、万が一の原子力発電所の事故に備え、住民を被ばくから守るため、「地方公共団体は、広域避難計画を策定するものとする。」としている。

※1 防災基本計画第12編原子力災害対策編（平成28年5月31日修正）「第1章災害予防」「第5節迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え」「2 避難収容及び情報提供活動関係」「(1) 避難誘導」（抜粋）

地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国（原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府）及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、PAZ内の地方公共団体においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域内の地方公共団体においても、広域避難計画を策定するものとする。

※2 原子力災害対策指針（平成28年3月1日改正）「第3緊急事態応急対策」「(5) 防護措置」「①避難及び一時移転」（抜粋）

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

※3 静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）平成28年6月修正「第2章原子力災害事前対策」「第8節避難収容活動体制の整備」「1 避難計画の作成」（抜粋）

県は、原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の避難を迅速に行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。